

審議会等の会議録

審議会等名	令和2年度第1回海老名市固定資産評価審査委員会 (書面会議)
開催日時 (意見提出期間)	令和2年5月15日(金)
場 所	
出席者 (意見提出者)	固定資産評価審査委員会 3名 佐々木委員長、清田委員、猪熊委員 事務局 5名 市民税課長 篠原 裕一 市民税課諸税係長 伏見 貴之 資産税課長 花上 智子 資産税課長補佐兼家屋償却資産係長 林 啓之 資産税課主幹兼土地係長 花岡 宏吉
傍聴人数	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 <input type="checkbox"/> 非公開
一部非公開・ 非公開の理由	
議 題	(1) 委員長の選任について (2) 職務代理者の選任について (3) 令和2年度固定資産評価審査の申出期限について
資 料	(1) 令和2年度固定資産評価審査申出期限の決定について (2) 令和2年度審査申出期間設定表 (3) 令和2年度税制改正の概要 【固定資産税・都市計画税】

○会議の内容（提出された意見及びそれに対する回答）

1 委員長の選任について
海老名市固定資産評価審査委員会条例第2条2の規定による委員による委員長の選挙 新委員長 佐々木 達也 委員 任 期 令和2年6月1日から令和3年5月31日
2 職務代理者の選任について
新委員長（佐々木 達也 委員）の指定する職務代理者 職務代理者 猪熊 政喜 委員 任 期 令和2年6月1日から令和3年5月31日
3 令和2年度固定資産評価審査委員の申出期限について
令和2年8月17日（月）とする。 全員賛成により可決
4 報告事項：令和2年度税制改正（固定資産税部分）
資料（3）を各委員に配布
5 その他
質問・意見等なし

令和2年度固定資産評価審査申出期限の決定について

固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出については、地方税法第432条第1項に次のとおり規定されています。

1 審査申出のできる事項

固定資産課税台帳に登録された価格

2 審査申出期間

地方税法第432条第1項の規定から

「固定資産課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日」から「納税通知書の交付を受けた日後3カ月」までの期間

3 審査申出先

海老名市固定資産評価審査委員会

4 令和元年度課税に係る審査申出期間の最終日

令和元年度の海老名市固定資産評価審査委員会に対する審査申出期間の最終日は、次により**令和2年8月17日（月）**となります。

固定資産課税台帳に登録した旨の公示日 3月31日（火）



納税通知書発送日（共有者通知を含む）
5月1日（金）に綾瀬郵便局に持ち込み



納税通知書最終到達日 5月16日（土）



納税通知書到達日の翌日から3カ月目まで
5月17日（日）～8月16日（日）
申出期間最終日（8月16日）が、日曜日にあたるため、
期間計算の特例（民法第142条）により、翌日の
8月17日の月曜日を申出期間最終日とします。

【参考資料】

地方税法第四百三十二条 （固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出）

固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格（第三百八十九条第一項、第四百十七条第二項又は第七百四十三条第一項若しくは第二項の規定によつて道府県知事又は総務大臣が決定し、又は修正し市町村長に通知したものを除く。）について不服がある場合においては、第四百十一条第二項の規定による公示の日から納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日まで若しくは第四百十九条第三項の規定による公示の日から同日後三月を経過する日（第四百二十条の更正に基づく納税通知書の交付を受けた者にあつては、当該納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日）までの間において、又は第四百十七条第一項の通知を受けた日から三月以内に、文書をもつて、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。ただし、当該固定資産のうち第四百十一条第三項の規定によつて土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとみなされる土地又は家屋の価格については、当該土地又は家屋について第三百四十九条第二項第一号に掲げる事情があるため同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の申出をすることができない。

民法第四百二十二条 （期間満了の特例）

期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

令和2年度審査申出期間設定表

資料2

【5月】

1日	金	納税通知書発送日	
2日	土		
3日	日		
4日	月		
5日	火		
6日	水		
7日	木		
8日	金		
9日	土		
10日	日		
11日	月		
12日	火		
13日	水		
14日	木		
15日	金		
16日	土	通知書到達日	
17日	日	1日目	到達日翌日
18日	月		
19日	火		
20日	水		
21日	木		
22日	金		
23日	土		
24日	日		
25日	月		
26日	火		
27日	水		
28日	木		
29日	金		
30日	土		
31日	日		

【6月】

1日	月		
2日	火		
3日	水		
4日	木		
5日	金		
6日	土		
7日	日		
8日	月		
9日	火		
10日	水		
11日	木		
12日	金		
13日	土		
14日	日		
15日	月		
16日	火	1カ月後	
17日	水		
18日	木		
19日	金		
20日	土		
21日	日		
22日	月		
23日	火		
24日	水		
25日	木		
26日	金		
27日	土		
28日	日		
29日	月		
30日	火		

【7月】

1日	水		
2日	木		
3日	金		
4日	土		
5日	日		
6日	月		
7日	火		
8日	水		
9日	木		
10日	金		
11日	土		
12日	日		
13日	月		
14日	火		
15日	水		
16日	木	2カ月後	
17日	金		
18日	土		
19日	日		
20日	月		
21日	火		
22日	水		
23日	木		
24日	金		
25日	土		
26日	日		
27日	月		
28日	火		
29日	水		
30日	木		
31日	金		

【8月】

1日	土		
2日	日		
3日	月		
4日	火		
5日	水		
6日	木		
7日	金		
8日	土		
9日	日		
10日	月		
11日	火		
12日	水		
13日	木		
14日	金		
15日	土		
16日	日	3カ月後	
17日	月	申出期限	

申出期間最終日（8月16日が日曜日にあたるため、期間計算の特例（民法第142条）により、満了日は翌日の8月17日の月曜日

令和２年度税制改正の概要【固定資産税・都市計画税】

【概要】

令和元年12月20日閣議決定された「令和２年度税制改正の大綱」に基づき、令和２年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されました。

固定資産税・都市計画税関係

(1) 固定資産税の特例措置（令和２年度～）

- 新築住宅に係る税額の減額措置の適用期限を２年延長
- 新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置の適用期限を２年延長
- 耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修を行った住宅に係る税額の減額措置の適用期限を２年延長
- 「わがまち特例」の見直し
 - ア) 水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場等の汚水又は廃液の処理施設の適用装置の見直し及び適用期限を２年延長
 - イ) 公共下水道を使用する者が設置した除害施設の適用装置の見直し及び適用期限を２年延長
 - ウ) 太陽光・バイオマスによる再生可能エネルギー発電設備の適用期限を２年延長

(2) 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応（令和２年度～）

- ア) 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化
登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができる。
- イ) 使用者を所有者とみなす制度の拡大
調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができる。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の

措置に関する地方税法改正【固定資産税・都市計画税関係】

【概要】

令和2年4月20日閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」に基づき、令和2年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されました。

- (1) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置
(令和3年度課税分限定)

要件を満たす中小事業者等に対して、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準額を軽減

※令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- (2) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するため、適用対象を拡充

・対象資産に、事業用家屋及び構築物を追加

※中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられた資産について、3年間特例の適用（特例率は零（市税条例附則第11条第15項））

- (3) 徴収の猶予制度の特例

令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設ける。

※令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用